

保健師助産師看護師法等改正について

現在、医療をめぐるのは、急激な少子高齢化の進行による医療ニーズの増大と多様化、医療の高度化、療養の場の多様化などの変化に的確に対応することが求められる中、地域医療は大変厳しい状況にあります。

今後、地域医療を守り、国民に良質な医療、看護を提供していくためには、医師のみならず、看護師をはじめとする看護職員が、チーム医療を担う重要な一員としてその専門性を発揮することが極めて重要であり、その資質及び能力の一層の向上や、看護職を一層魅力ある専門職とすることを通じた看護職員の確保が求められています。

本案は、こうした必要性にかんがみ、国家試験の受験資格を改めるとともに、新人看護職員の臨床研修その他の研修等について定めるものであります。

1. 受験資格の改正（保健師助産師看護師法改正関係）

- (1) 保健師国家試験の受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を6か月以上から1年以上に延長すること。
- (2) 助産師国家試験受験資格について、文部科学大臣の指定した学校における修業年限を6か月以上から1年以上に延長すること。
- (3) 看護師国家試験の受験資格を有する者として、文部科学大臣の指定した大学において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者を明記すること。

2. 保健師、助産師、看護師及び准看護師の研修等

(1) 保健師助産師看護師法改正関係

保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないものとする。

(2) 看護師等の人材確保の促進に関する法律改正関係

- ① 看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針に定める事項について、看護師等の研修等を明記すること。
- ② 国の責務について、看護師等の研修等を明記すること。
- ③ 病院等の開設者等の責務について、イ) 新規採用看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施及びロ) 看護師等が自発的に研修を受けるための配慮を明記すること。
- ④ 看護師等の責務について、研修を受けること等を明記すること。

3. その他

- (1) 改正法は、平成22年4月1日から施行すること。
- (2) 保健師国家試験及び助産師国家試験の受験資格等に関する経過措置を設けること。